



コンテナ設置・使用時のお願い



コンテナを設置させて頂く場合のお願いについて

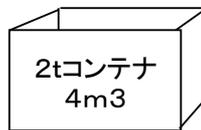
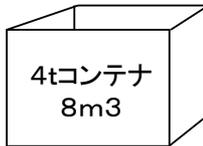
1 設置場所を明確にご指示お願い致します。

- ① 設置場所:住所所在地と最寄、周辺の地図(地図コピー)
- ② 現場設置の場合:設置する箇所の地図(不在時でも分かる様にメモ書きでも結構です)
- ③ お届けに現着し、設置に当たり不具合等緊急を要する対応に備え、ご連絡が出来るように、窓口ご担当の電話:差し支えなければ携帯電話番号をお願い致します。

コンテナ使用時のお願い

2 コンテナ使用につきましては次の点に御注意下さる様をお願い致します。

① コンテナを設置させて頂いた場合、コンテナの交換に要する期間は1ヶ月間を原則と致します。



- ② **極端な山積み、過積載は、**ご遠慮ください。**追加料金**が発生する場合があります。
※ 例:(4tコンテナ 15cm:1m3、2tコンテナ 25cm:1m3、小箱 7cm:0.1m3)
- ② **過積載**は道路交通法違反になります。(運ぶ側、積む側双方が処罰の対象になります。)
- ③ **重機等での圧縮・移動は絶対しないで**下さい。
※ お客様の過失による変形、故障はお客様のご負担になりますのでご注意下さい。
- ④ 家庭から出る(生ゴミ等)ような、一般廃棄物は混入しないようにご協力下さい。
- ⑤ **液体物**(シンナー・塗料・接着剤・廃油等)、**汚泥物**(汚泥状の物が付いた缶類及び灰等)**粉状の物、異臭がする物、焼却灰、等は**コンテナへは絶対投入しないで下さい。
別途費用にて処分できる廃棄物もありますが、弊社にて処分できない物もありますので御社担当の弊社営業にお問合せ下さい。
- ⑥ 安く処理できる廃棄物のコンテナへ高い処理費がかかる廃棄物を上積した場合、混合してしまいますので、ビニール袋(土のう袋)等で明確に分け混合しないようご協力下さい。
特に建設系廃棄物で廃石膏ボードは、処理費が高いので土のう袋に詰めて下さい。

コンテナ設置外での対応

- ※ コンテナに投入できない廃棄物の場合、コンテナ設置不可能な現場の場合等は、廃棄物の量(m3)、重さ、大きさにあわせて、車種、お引取り方法等対応させて頂きますので、必ず、弊社営業にお問い合わせ下さい。

監督官庁からの厳しい行政指導等がありますので、お取引先様皆様のご理解ご協力を宜しくお願い致します。



株式会社 フライトワン
住所:栃木県足利市真砂町41番地
お問合せ 0284-40-3090 FAX 0284-40-3321

